

## 第8期第6回 令和4年度第3回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和5年3月16日（木）14：30～16：40

オンライン開催

### 次 第

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
  - (2) 各専門部会の取組について
  - (3) 障害者支援地域協議会からの報告
  - (4) 地域生活支援拠点ガイドラインについて
  - (5) その他
    - ・居住地特例について
    - ・次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
3. 閉 会

### 配布資料

- ①さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【資料1-1～1-3】日中サービス支援型グループホーム資料
- ④【資料2-1～2-4】各専門部会の取組
- ⑤【資料3-1～3-6】障害者支援地域協議会からの報告
- ⑥【資料4-1～4-3】地域生活支援拠点等ガイドライン資料
- ⑦【資料5】居住地特例について
- ⑧【資料6-1、6-2】次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料

### 出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、加藤（シ）委員、加藤（美）委員、黒田委員、  
遅塚会長、遠山委員、長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員

事 務 局・・・（障害支援課）西淵課長、星野課長補佐、栗原課長補佐、小林主査、兵働  
主査、利根澤主任、高橋主任、丸山主任、上原主事、岡主  
事  
（障害政策課）竹内課長、大塚課長補佐、久城主査

議題3 地域協議会出席者・・・中央区地域協議会 大須田氏、桜区地域協議会 仲田氏、

浦和区地域協議会 渡邊氏、南区地域協議会 高橋氏、  
岩槻区地域協議会 長岡氏

## 開 会

(事務局)

- ・開会
- ・出欠状況（出席11名、欠席0名）（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・課長挨拶
- ・資料確認
- ・傍聴許可（5名）

(事務局)

本日の議題1 日中サービス支援型グループホームにつきましては、さいたま市情報公開条例第7条第3号に規定された、特定の法人に関する情報及び法人を特定することができる情報を審議するため、非公開といたします。議題1に限り、傍聴室の映像と音声を切らせていただきますので、ご了承ください。

また本日は、議題3「障害者支援地域協議会からの報告」におきまして、地域協議会から直接ご報告をいただくため、各区の代表者にご参加をいただいております。事務局からの連絡事項は以上となります。

遅塚会長、よろしくお願いいたします。

## 議題1

(遅塚会長)

改めまして皆さんこんにちは。

それでは本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例  
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び  
法人を特定することができる情報を審議するため、  
会議録を非公開と致します。

## 議題2

(事務局)

では、議題2「各専門部会の取組について」ご説明いたします。

### 【精神保健福祉部会】

まず資料2-1「令和4年度精神保健福祉部会について」をご覧ください。令和4年度第1回の部会では、部会の名称を地域生活支援部会から精神保健福祉部会へと変更いたしました。

精神障害者の家族支援の議題では、精神障害者の家族による家族学習会の説明や、精神障害者の家族会への支援方法について報告いたしました。障害者支援地域協議会については、障害支援課から地域協議会の概要や実施状況についての説明を行いました。

この地域協議会の説明に引き続き、第2回では、地域生活支援拠点等の概要、検討状況について説明いたしました。令和4年度の精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業の実施経過につきましては、第2回の部会で報告し、実施状況や事例についての意見交換を行いました。今年度は新たに大宮区・浦和区の2区でアウトリーチ事業を開始しております。また

地域移行・地域定着支援連絡会議について、今年度は3月に1回開催いたしました。

それから障害者ピアサポート研修事業に係る指導者養成研修の報告、情報共有を行っております。最後に令和4年12月に障害者総合支援法等の一括改正法案が可決されたことに伴い、精神保健福祉法も改正されましたので、主な改正点について報告いたしました。

来年度の取り組みといたしましては、アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、新たに2区支援区を拡大すること、困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入すること、民間支援機関（医療機関、訪問看護ステーション、障害者生活支援センター）との協働システムの維持、地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制を整備するといった取り組みを進めて参ります。

精神保健福祉部会からの報告は以上となります。

#### 【障害者虐待防止部会】

続きまして、資料2-2「障害者虐待防止部会について」をご覧ください。

今年度の主な取り組みとしましては、さいたま市障害者相談支援指針の改訂を実施いたしました。指針につきましては、昨年度から継続して、虐待防止部会や相談支援部会の委員の皆様にご協力いただきながら修正を行って参りました。先日冊子が完成し納品されたところでございます。改訂された厚生労働省の手引きの内容等を反映させたものとなっておりますので、今後は新しい指針をご活用いただければと思います。

第2回の部会では、区支援課と障害者生活支援センターから、対応困難であった虐待事例を挙げていただき事例検証を行いました。また、発達障害のある方が被虐待者となる虐待事案が多い現状を踏まえ、部会長から発達障害に係る研修の必要性についてご説明をいただいております。

来年度は、今後の虐待防止部会の議題を再検討するためにも、虐待防止に係る今後の取り組みについての検討を進めていきたいと考えております。また、判断や対応が困難であった虐待事例等がある場合には、今後の対応の参考となるよう引き続き事例検証を実施して参りたいと考えております。

障害者虐待防止部会からの報告は以上となります。

#### 【相談支援部会】

続きまして、資料2-3「相談支援部会について」をご覧ください。

今年度の主な取り組みは、地域生活支援拠点事業についてでございます。年間を通じて、ガイドラインの整備に取り組んでおりまして、内容につきましてはこの後の議題4でご説明をさせていただきます。次に障害者支援地域協議会と、基幹相談支援センターについてでございますが、今年度は桜区に設置しており、来年度は北区への設置を予定しております。

また、第2回の部会では、障害児の支援に関する関係機関との連携について、障害者生活支援センターと児童発達支援センターを対象に実施したアンケート調査を報告いたしました。さらに相談支援に関する自由な意見交換をしていただいたところ、障害児に関する課題が多く挙げられております。

来年度は地域生活支援拠点のガイドラインの運用を開始いたしますが、より良いガイドラインとなるよう引き続き見直し等を実施して参りたいと考えております。

相談支援部会からの報告は以上となります。

#### 【子ども部会】

続きまして資料2-4「令和4年度子ども部会について」をご覧ください。

今年度は、令和元年度に実施した医療的ケア児実態調査の結果を踏まえて、医療的ケア児等コーディネーターの配置と周知や医療的ケア児の一時的な預け先、送迎支援の実態の整理と共有について協議を行って参りました。第1回の子ども部会では、医療的ケア児の一時的な預け先や送迎支援の実態を把握するために、さいたま市内の障害福祉サービス事業所を対象として、医療的ケア児の受け入れに関する調査を行い、部会にて報告を行いました。その際、委員の方から、より詳細な情報が欲しいというご意見がございましたので、第2回に追加の調査結果について報告し、意見交換をいたしました。

医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、現状の実態やコーディネーターへの情報提供など、活用方法についての意見交換を行っております。その他令和5年1月に開設された埼玉県医療的ケア児等支援センターについて、情報共有を行いました。また、今後、新たに子ども部会で協議していく議題といたしまして、障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について事務局から説明を行い、令和5年度以降、子ども部会で本議題について協議していくこととしております。

来年度の取り組みとしましては、埼玉県医療的ケア児等支援センターとの連携を深めて

いくことや、障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について検討していくこととしております。

議題2「各専門部会の取組について」の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございました。

それではただいまの報告に関しましてご意見ご質問等あれば、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

また後で、ご意見やご質問を思いついた時はいつでも承りますので、議題3に移ります。

### 議題3

(遅塚会長)

次は議題3「障害者地域支援協議会からの報告について」です。

今日、各地域協議会の代表の方々にご出席をいただいております。地域協議会の皆様からご説明をお願いしたいと思います。どういう順番になりますか。代表の方から全体の説明をされるのでしょうか。

(事務局)

そうですね、代表の方からご説明いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(南区地域協議会・中央区地域協議会)

今年度幹事区を担当させていただく南区障害者生活支援センターあみ〜ごの高橋と申します。中央区障害者生活支援センター来夢の大須田です。よろしくお願いいたします。

早速報告させていただきたいと思います。

皆さんお手元の資料の資料3-1をご覧ください。

まず1番目が児童期の支援です。

最も多くの区から挙げられたのが、福祉と教育の連携の課題です。

特に特別支援学級、普通級との連携が難しく、例えば放デイが学校へ迎えに行くと、大荒

れの本人が 1 人で出てきたり、学校で何かあったのかを教えてもらえなかったり、相談支援や児童系の事業所が学校に連絡を入れても、個人情報や理由に何も教えてもらえなかったり、営利目的と誤認されるなどの声が上がっています。

また、関係機関から、障害児相談支援の役割が十分に理解されないまま、見立てなく主治医の意見書が作成され、児童発達支援や相談に繋がってくることや、親自身の生きにくさや共働きの増加などによって、家庭との連携が難しいという課題も挙げられています。

解決策として、教育委員会を通じて、障害福祉における現状の取り組みの周知を図る、どこから相談しても正しい情報に気付けるように、健診から就学までの流れの整理を行う、学校、児童相談所、支援課児童福祉係、子ども家庭総合支援拠点とのネットワークを強化して、子どもの健全な発達を支えるなどの案が挙げられています。

特に教育と福祉の連携については、多くの区から挙げられた課題で、特定の先生と連携が図れても、異動で連携が振り出しに戻ってしまうため、全市的な取り組みが必要と感じています。可能であれば子ども部会で検討いただくとありがたいと思います。

続いて 2 番目、家族依存、8050 問題です。

高齢の介護者が障害のある子の暮らしを全面的に支えて、抱え込んでいるという深刻な実態があります。

この背景には、暮らしを支える社会資源の絶対的な不足と、家族と離れて暮らすイメージや経験の機会がない、情報が届いていないこと等も要因となっています。

解決策として、介護者が必要としている支援を明らかにするため、ヒアリングや実態調査を実施する、また、介護者にとっては、相談窓口で話を聞いてもらえたと思えることも負担軽減に繋がるので、窓口職員向けの研修も有効ではないかという意見も出ています。

続いて 3 番目、ニーズと福祉サービスの不一致です。

利用者のニーズと社会資源や制度の実態の乖離が課題です。

その中でも、事業所全般で人材不足が大きな課題となっていて、児童の発達を理解し、ケアできる人材や医療的ケアや強度行動障害等の専門的な技術・知識を要する人材などはさらに少なくなっています。

受け入れたくても人員配置や運営の問題があって受けられないとの意見も出ています。

解決策として、人材不足の背景や実態を把握し、その上で充足のための体制整備の検討や取り組みを行う等の意見が出ています。

また、専門的な知識を得るための研修や、人材と求人をマッチングできるようなツールの作成も有効ではないかという意見もありました。

続いて、移動支援の課題です。

歩けなくても、身体障害上下肢一級でないと利用できなかつたり、移動先や送迎先の制限があり、必要な人が移動支援を利用できていないという実態が出てきています。

また身体介護を伴わないと、単価が低いため、受入先がなかつたり、他市のような早朝夜間の加算もなく、よりヘルパーの確保が難しくなっています。

解決策として、移動支援のニーズに関する実態調査を行って、その上で必要な人が利用できるように、要綱や要件、運用、加算の見直しなどの検討ができるとよいという意見が出ています。

続いてここから三つの課題は、優先度は並列になります。

続いて、医療的ケア児者への支援です。

24時間の高度な医療的ケアを要する事例について、現行の制度と社会資源では十分なケアを受けられないという切実な課題があります。これらの状況が地域で十分に共有されていないこと自体も課題であるととらえています。

解決策として、自立支援協議会等を通じ、まずはこの事例のことを知ってもらい、他区の事例も集積しながら、課題や対策を検討できればという意見が出ています。

続いて、ライフステージの変化に応じた円滑な移行の問題です。

特に学齢期から成人期にかけての課題として、通所後の夕方の支援がなく、学校卒業後に保護者がフルタイムで働けなくなる逆行や、本人の障害特性ではなく、送迎や長時間の預かり優先で進路が選択されているということが起こっています。

解決策として、ライフステージの移行、特に学校の卒業に伴う課題の把握や検討が必要ではないか、また、在学中からライフステージごとの生活を知る機会を増やし、将来のイメージを作っていくことも大切ではないかという意見が出ています。

このような実態も踏まえて、南区では3月に交流会を企画していきまして、本人や保護者を対象に、障害特性や生活実態に応じたマッチングが図れるように、日中活動やグループホームとの出会いの場も創出しています。

最後に、相談支援、セルフプランです。こちらは昨年度からの継続課題になっています。

相談支援事業所の受け入れが飽和状態となっていて、必要な人が必要な相談支援を受け

られなくなっています。

財政面で安定した運営が難しいことも課題になっています。

特に児童のセルフプランの増加が深刻な課題となっていて、低年齢から毎日、複数の事業所を利用して、子供自身が疲れ果てているというような事態も起きています。

これらの課題の解決策として、児童の計画相談の年齢区分ごとの実施状況を把握して、セルフプランを軽減する方策を検討することなどが挙げられています。

各事業所単位で取り組めることにも限りがあるので、市の課題として相談支援部会等で検討いただけるとありがたいです。

概要の報告は以上になります。

ここからは、各区からの補足をお願いしたいと思います。桜区からは主に教育と福祉の連携の課題を挙げていただいております。概要に意見が盛り込まれているので、補足説明は不要と事前にお伺いしておりますので、岩槻区障害者生活支援センターささぼしの長岡さんと、浦和区障害者生活支援センターやどかりの渡邊さんの順で補足をお願いできればと思います。

(岩槻区地域協議会)

岩槻区障害者生活支援センターささぼしの長岡です。

岩槻区からは、医療的ケア児の支援を挙げさせていただきました。この方に関しては、小さな頃から在宅でのケアがないと生活ができません。ここに書いてある通り、一連のケアがかなり個別性が高いため、例えば入院が必要となったときに、お母様やご家族の付き添いが必要であれば、本当に命の危険があるという状況にあります。

この方は今中学生になり、これまで色々な方策を考えてきましたが、なかなか解決策が制度上では見つからず、非常に悩んでいるケースになります。昨今の子ども部会の設置や、医療的ケア児支援法ができた流れもありますので、ぜひこの機会に皆さんとこのように実際に困っている方がいる事実をしっかりと共有しまして、他の地区でも似た事例があると思いますので、個別にきちんととらえて、必要な支援を考えていければと思います。一律に施設のショートステイを利用するといった対応ではなく、一緒に考えていただければと思います。報告を挙げさせていただきました。

よろしく願いいたします。

(浦和区地域協議会)

浦和区障害者生活支援センターやどかりの渡邊と申します。

私からは 2 番目の家族依存の問題について少し補足をさせていただきます。浦和区では様々な調査を行った結果として、今回の課題を挙げさせていただいています。もともと家族の支援というのは、年代に応じて様々な支援のあり方が必要になってくるかと思います。お子さんの場合には、そのお子さんの障害を受けとめていくご家族の覚悟や、ライフプランに対して大きな変容を求められるような状況があったり、或いはその障害のあるお子さんの将来への影響を様々なところから受けとめていくことが必要になってきます。そのようなご家族への支援が最終的に家族に依拠する形になってしまうと、最後はやはり 8050 問題という結果に繋がると考えています。

ご家族が障害のあるお子さんを抱える中で、どのようにこれから生きていけばいいのだろうか、この人たちのために何ができるのだろうかということを、前向きに考えられるような支援のあり方がご家族に対して必要であると捉えています。

そのためには、ライフプランをイメージできるような、そういった体験の機会だとか、資源の活用ということをご提案できればと思いますが、現状さいたま市では資源のバリエーションが不足していたり、或いは地域偏在がまだ多くあったりするかと思うので、その辺りについてさいたま市全体で考えていく必要があるというのが 1 点です。

もう 1 点は、ご家族は、気持ちをまず受けとめてもらえる人や場所があるということだけでも、前向きに気持ちが転換していくというヒアリングの調査結果も出ております。窓口になる我々や行政機関も含めて、アセスメントをするような機関の研修のあり方を、ご家族と一緒に考えていくことが必要になってくるかと思っています。

どちらの専門部会で、どのような課題を取り扱うかという区分けも難しいかと思いますが、自立支援協議会でもご検討いただければと思います。以上です。

(南区地域協議会)

ありがとうございました。児童期の支援と相談支援やセルフプランの課題を各部会の方で検討いただけるのであれば、それ以外の課題について、本協議会でご意見をいただけると良いかと思っています。地域協議会からの報告は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

なかなか、この大きなさいたま市のたった一つの協議会で、色々な方からのニーズや課題に取り組んでいくことは難しいので、このような形で地域協議会からご意見を上げてもらうというのがこの協議会の本来の核の部分、本来の形であると思います。

それぞれの部会で受け止めをしていただければというご発言も最後にありましたけれども、私も相談支援部会に出席しておりますが、前回もこのセルフプランの課題については議論になりまして、その中で基本的にセルフプランはできるだけ解消しなくてはいけないということでした。特に児童期のセルフプランはよくないが、逆にある程度、ご自分のことが判断できるようになってきた大人の方の場合にはセルフプランに移行していくこともありますが、児童の場合にはセルフプランは本来避けるべきであるという議論がありました。今後も引き続き相談支援部会の議題としていくことに問題はないと考えております。

ただ子ども部会については、どういう形で確認いたしますか。

(事務局)

今日は、子ども部会の部会長がおりませんので、子どもに関するご意見につきましては、事務局の方で一度引き取らせていただいて、部会に諮ることについて部会長とも調整していきたいと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

また子ども部会の方に投げかけるということになろうかと思います。

ただせっかくの場なので、相談支援部会、子ども部会に係るものも含めて、この場で委員の皆様方からご意見をいただければと思います。いかがですか。

ものすごく重い問題がたくさん提起されております。特に各地域では難しいため、全体で考えてくださいということが整理されて出てきておりますので、ぜひさいたま市としてもこういうものは頑張らないといけないと思います。

なかなかこうすれば解決する、というような簡単な問題が一つもないので、非常に厳しい面もあるかと思います。今の活動報告のお話を聞いておりますと、やはり資源不足・人材不

足については、各事業者や各区でも限界があるため、解決が難しいことは承知しておりますが、やっぱり市全体として考えるべき課題ではないかというのは、今共通して挙げていただいていると思います。

民間事業所の委員の方々、いかがでしょうか。

長岡委員、お願いします。

(長岡委員)

ささの会の長岡です。

世話人やヘルパーの人材不足が3番のところで取り上げられていました。ただでさえ人材が不足して大変な状況の中で、今インフレが進んでいて、大企業が賃金アップをしていく中で、障害福祉の分野が取り残されているのではないかという危機感が非常にあります。ただでさえ人材不足のところに、福祉には人が流れてこないような状況もあり得るという想定ですね。いろいろ検討をして欲しいと思いますが、昨日、岩槻の顔の見えるネットワーク会議で、横浜市に医療的ケアの支援についてお聞きする場がありました。やはり横浜市が独自の政策をいろいろと取り組まれてきたというお話がありまして、お金はもちろんですが、例えば移動支援等の要件に関することは、そこに何かお金をつけなくても、要件を見直す議論をどこかでやっていかないと、非常に大変になってくるのではないかと、ますます経営的には厳しい時代になっていくのではないかと思います。事業所の立場としてはやはり必要なサービスを維持するためにもどこかで検討していかなければいけないのではないかなと思います。

以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

結果的に出来るかどうかは分かりませんが、とにかく市全体として検討して欲しいというご意見であろうかと思います。

制度的なものについては、移動支援の話と同時に、もう一つ入院中のヘルパーの関係も挙げられておりました。制度的なことであれば当然出来ることと出来ないことがしっかりあると思いますので、市の方で整理をしていただくと同時に、どうしても必要であれば、国に

要望していく等、色々な方法もあろうかと思えます。

皆様、大変重要な課題を提起していただいておりますが、いかがでしょうか。三石委員お願いします。

(三石委員)

それぞれの項目での意見ということではないのですが、今日、5つの地域協議会からの活動報告を、大きく6点の柱でまとめていただきました。それぞれ子ども部会とか相談支援部会という専門部会で議論ができる一方、例えば地域自立支援協議会の中で、今年度はこの辺の課題を優先的に議論していく必要があるのではないかと等、もう少し具体的な解決に向けての検討が進むような道筋を計画立てて議論していく必要がどの項目もあるのではないかと思います。

各区の地域協議会レベルで取り組むこともあります。先ほどさいたま市全体のところでは制度や社会資源の問題、人材不足の問題等、共通して全市的に検討を進めていかなければならないこともあるため、具体的にこの辺の議論を解決に向けてどういう手立てをしていくか、検討の場を自立支援協議会の中でどのように作っていくかということも大事なところかと思いました。

地域協議会が、来年度以降も順次増えていくことを考えると、単年度だと解決しにくいですが、必ず議論を進めていかなければならない課題がどんどん出てくると思えます。自立支援協議会が年3回開催される中で、優先順位をつけて、解決に向けての手立てをみんなで考えていくことが大事であると思えます。そのあたりをどうしたらいいのかという提案までは難しいところではあります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

地域協議会からの意見を聞きました、で終わりでは発展がないので、きちんと個別支援の計画のように、どういう場面で誰が何をしていくのかという道筋を考えないと、いつまでたっても意見を、ただ聞いているだけになってしまうのではないかと、というご指摘かと思えます。その通りですね。

受けとめる部会があるものは良いですけども、そうでないものについてはどうしても

こちらの本協議会だけでは、回数や時間も限られてしまうため、検討が深まらないことはあると思います。そのような場合に、何か別の場を用意できるのかということが一つと、あと本協議会の回数は少なくとも、全員で検討すべきことも含まれているようにも思います。

他に委員の皆様から何かご提案があれば、大変ありがたいのですが、いかがでございましょうか。

あらゆる分野に共通しているのは、人材不足ですね。あと、分野別に分かれるかもしれませんが、社会資源不足もあり、このあたりについては、この協議会で考えても良いのではと個人的には感じておりますが、いかがでしょうか。

先ほど三石委員からの優先順位というお話もありましたけれども、ご意見ないですか。

例えば医療的ケアの課題などは、場合によってはワーキンググループ等でもっと議論を深めたり、或いは子ども部会で議論したりしても良いと思いますが、どうでしょうか。

社会資源の不足、或いは人材不足については、共通した事項であり、このような共通した事項だけの部会を作っても良いとは思いますが、この本協議会でそのまま取り上げるということもあり得るかなと思います。

(内田委員)

ヘルパー不足や相談員不足は、事業をやっていると、経営的な視点では厳しいと分かります。そう簡単に報酬体系が変わるわけではないですし、さいたま市が単独でなにかをするというのもなかなか難しいですから、例えば専門部会で協議をしたとしても、私は解決しないと思います。

かなり昔の、東松山市での話ですが、プロの経営者から見れば、儲からない事業は、絶対に社会資源不足になるので、市が直営でやるのかと聞いたところ、それはできませんという話でした。昔からその状況が長く続いてきていても、予算の問題もあり、簡単には出来ないので。どうしてもと言うなら、さいたま市の単独の施策として考えるしかない。私が思ったのは、割と力がある日中一時支援を行っている法人でも、グループホームや居宅介護を行っていません。少し大変ですけど、余裕のある法人にもう一押しお願いしても良いのかなと思います。

昔に関わっていた法人で、日中活動を長く担当しておりましたが、親が高齢になれば、居住支援が絶対必要になりますし、土日含め、家族が見る時間が圧倒的に多いです。そのよう

な部分もサポートしていかないと、家族が地域で暮らすのを諦めるケースが圧倒的に多いです。そうしないと地域福祉というのは、最後、家族にお任せする家族介護に戻ってしまいます。私は当事者なので、そのようにも見えてしまいます。

不足している支援を少しでも埋められないかという視点では、三石委員のターゲットを絞るというのはその通りだと思います。協議しても解決出来ないこともたくさんあると思いますので、市の政策として何かできる可能性があるかということと、力のある法人に公益性という面で少し頑張ってもらえることは出来るのではないかと私は思います。

少し話題が変わりますが、私どもは社会的養護のお子さんの支援をしておりますが、児童期の支援等はなかなか出てきません。非常にレアケースのため、来年度の子ども部会で、障害児の入所施設からの移行調整の場を設けてくださるということで、ぜひ参加させていただきたいと思っています。そのようなレアケースは多くないので、私どものような施設が言い出さないと、課題があることすらはっきりしません。国がやっとその辺りのところをやり始めたと聞いております。もう一つ話題になっているのが、就学前の社会的養護のお子さんです。こういう方はおそらくいらっしゃるし、ネグレクトになる可能性が非常に高いです。可能であれば、私どもも就学前の、社会的養護のお子さんをターゲットにした支援を行う準備をしております。

そして医療的ケアについてですが、私どもの法人の通所事業所にも、医療的ケアの方が何人かおりますが、なかなか専門医療機関がない、ショートステイが使えない等色々な問題があります。医療的ケア児だけでなく、医療的ケアの大人もほぼ同じ状況です。支援学校を卒業された方で医療的ケアが必要な場合、生活介護事業所でどれだけ対応してくださるのかについて、聞いた話では、医療的ケアの方の対応と行動障害の方の対応ができる生活介護事業所はそれほど多くはないです。医療的ケアと言うと、どうしても子供に偏る形になると思いますが、おそらく医療的ケアの必要な大人の方も同じような状況にあると思いますので、大人も含め一緒にテーマとして考えていただければよろしいかと思います。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

三石委員、お願いします。

(三石委員)

先ほどの内田委員のご発言や、さいたま市全体として共通のテーマをという話の中で、国の制度設計においても、難しい課題もある中で、制度運用という話も意見が出されていたので、運用面で工夫できることが何かないか、カテゴリー分けができると議論や検討が少し進みやすくなるのではと思いました。

さいたま市独自の仕組みを作っていく必要もありますし、先ほど医療的ケア児者の話をされていましたが、例えばここに出されているNさんという人の事例をきちんと見ることを通して、さいたま市全体の制度や社会資源の課題を明らかにするというやり方と併せて、2番目の家族依存に出されている介護者を対象にしたヒアリングや、事業所や家族を対象としたヒアリングやアンケート調査を通して実態を明らかにしていく必要もあると思います。実態を明らかにした後、そこからどういう社会資源や仕組みの課題があるのかを明確にし、丁寧に取り組んでいくことを通して、さいたま市の制度の運用面で工夫できないのか、さいたま市独自で、仕組みとして考えて作っていけるものがあるのかないのかという議論をしていけると良いと思います。人材不足については、制度の仕組みと関連してくるところもあるので、難しいですが、無視できない重要な課題だと改めて思いました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

内田委員と三石委員からお話をいただいたところです。先ほどの三石委員のご発言を考えると、例えば個別事例から伸ばしていく部分と、或いは調査という部分も含めて、何をしよう進めていくかという体制の話、今ある程度進めておかないとグズグズになってしまうというご指摘であったかと思えます。そういう意味では、今お二方からの視点を示していただきましたが、こういうことも含めて、どこが考えるのかということを決めていかないといけないと思います。長岡委員お願いします。

(長岡委員)

どこがどうやって考えていくかというところで、私も遅塚会長がおっしゃったように本協議会でまず検討するものを明確にするという見解に賛成です。資源不足の話は、令和5年

度に障害者総合支援計画の中で目標値等を検討されると思うので、政策委員会で検討していただくか、或いは自立支援協議会と政策委員会で、しっかりと連携を取りながら、全ての協議会の意見を反映させるのは厳しいかもしれませんが、ヘルパーの問題や切迫している問題から優先して障害者総合支援計画に反映していくというつなげ方が良いと思いました。

人材確保に関しては厳しいと思いますが、人材育成に関しては、法定研修等いろいろな研修の今の体系に様々な課題がある中で、埼玉県の研修とさいたま市の研修との繋がりが大事になると思います。埼玉県が力を入れているグループホーム研修にさいたま市の事業所が参加できないという状況が今年にありましたが、埼玉県と連携をとりつつ、さいたま市独自で研修の体系を考えたり、人材育成のビジョンを考えたりするという意味では、人材育成に関しての部会があっても良いという気がします。必要なことは部会を作っても良いのではないかという遅塚会長からのお話があったので、意見させていただきました。以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

サービス提供の見込量について計画に入れるというお話もありましたが、障害政策課は大枠の取りまとめをしていただいております、個別の中身は、障害支援課で出すという仕切りになっているので、長岡委員のご指摘の部分は、最終的には障害支援課が、ある程度責任を持って数値的なものを出していく仕組みになっているのではと思います。障害政策課の方、そのような理解でよろしいですね。

(事務局（障害政策課）)

障害政策課です。こちらで大枠は進めさせていただきますが、詳しい数字につきましては、国からまず基本方針が示されますので、それに基づいて計算等を行ってからお示しするという流れになります。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

どちらが行うにしても、さいたま市において非常に重要な課題であることがいただいた意見からも明白なので、少しでも解決に役立つように、計画策定過程において、ご検討いた

できればと思います。

長岡委員から部会の設立についてもご意見をいただきましたが、ある程度、この本協議会で考えていくべき部分と区分けをしたほうが良いと思います。私からは、人材関係、社会資源関係は本協議会で預かるのはどうかとご提案を申し上げたところですが、どうでしょうか。その辺りは部会でしっかりやった方が良いというご意見もあるかと思いますが、ただし、部会の場合には位置付けも厳しく、無制限に部会を増やせるわけでもないため、ある意味非公式なワーキングで取りかかるといった可能性はありますね。

加藤委員、お願いします。

(加藤(美)委員)

人材確保はハローワークの業務のため、発言させていただきます。先ほど離職者の方が多いという話がありましたが、この人手不足の分野である介護は、求職者からすると最後の砦と思われる方がすごく多いです。どの仕事も駄目で、最終的に介護と思っている方が、実際に現場へ行ってみたらすごく大変で離職されるということが考えられます。ハローワークで人手不足の分野にマッチングをさせる場合には、まずは会社を訪問して会社見学会を行ってもらい、実際に求職者の方を連れていき、仕事内容に理解を示してもらった上で、応募していただくことが一番マッチングに繋がると考えています。

この3年間、コロナが流行していて、会社の見学会がすごくやりづらかったのですが、今後ハローワークでも積極的なイベントをやっていくことになりますので、ぜひこの協議会を通じて、人手不足分野の人材確保については、ハローワークと連携を取りつつ、協力ができればと思います。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。やはり介護分野の離職率は高い状況ですか。

(加藤(美)委員)

はい。

(遅塚会長)

人材確保も難しいですけど、まずは離職者を減らすことが、現実的な対応の一つですね。長岡委員からもご指摘がありましたように、入職した後の研修体系や、受け止めをしっかりと行っていくことで離職率を減らしていくのは、大きな課題であると思います。

ありがとうございます。障害政策課の方、お願いします。

(事務局（障害政策課）)

人材確保という点では、市の障害者総合支援計画でも、障害福祉分野の人材確保ということで、就職面談会や求人情報の公開等の取り組み自体は実施させていただいております。しかし、接点を持っていただく機会を作っていくことや、どういう形で皆さんに知っていただくかという難しさもあり、実際に就職へ繋がっていくという難しさを実感しているところではあります。

今後も引き続き、人材確保に関する取り組みを深めていく上で、このような場でいろいろな方からの貴重なご意見をいただき、それを実際の取り組みに反映できればと思います。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

障害にかかわらず、高齢や児童も含めた全部の福祉分野で人材確保が課題になっています。

長岡委員、お願いします。

(長岡委員)

先程、発言出来ませんでしたでしたが、家族依存、8050問題については地域生活支援拠点でも検討できるのかなと思います。既に拠点として各区の集まりや連絡会議等を行っている会議体がありましたら、分担して検討するという手法も現実的かと思いました。私から部会を増やす話をしましたが、各区に地域協議会が立ち上がっている中で、色々な人材が見えてくると思います。特に人材であれば、ヘルパーの事業所等、様々な立場から区のネットワークに参加している方をお願いしていかないと、特定の人が複数の委員を掛け持ちして負担

が増えていってしまうと思いますので、併せて検討するとよろしいのかと思いました。

以上です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。取りまとめて提案をさせていただきます。

人材関係は色々な側面がありますが、どこかで整理をして現状の把握や出来ることの方策の検討等、結果的にできないこともたくさんありますが、どういう方法があり得るかをしっかり検討していく場が必要だと思います。しかし、このような部会の設置は厳しい面がありますし、この協議会で検討するとなると、開催時期の問題等もあり、どんどん後にずれてしまいます。

事務局でご検討いただきたいのは、本協議会扱いとしておきつつ、全員が集まる正式な協議会でなく、非公式な勉強会やワーキンググループでも良いので、人材関係について何人か集まって議論する場を一度設定し、そこで整理をした上で、また改めて本協議会に出すという流れはいかがかなと思いました。そういうことが可能かどうか事務局にご意見をいただければありがたいのですが。

(事務局)

部会となるとすぐに回答は出来ませんが、ワーキングということであれば検討していくことはできると思いますので、今後調整させていただければと思います。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

必ず出来るかは分かりませんが、長岡委員からもご指摘がありましたように、委員のご負担を減らすためにも、何人かピックアップして特に関わりの深い委員で集まり、非公式でも活発な議論ができる場を作り、課題を一度そこで整理をしたうえで、改めて皆様にお諮りするというような形をとるのが一番現実的ではないかと思います。

申し訳ございませんが、この場で結論が出ない部分もありますので、私と事務局で検討させていただくということで、お預けいただければと思います。

南区障害者生活支援センターの高橋さん、よろしいでしょうか。

(南区地域協議会)

はい。ありがとうございました。

(遅塚会長)

人材以外の課題も色々ありますが、それも含めてまた事務局と相談をさせていただければと思います。

ありがとうございました。それでは、地域協議会からの報告についてはこれで終了とさせていただきます。

何か事務局から補足等があれば承ります。いかがでしょうか。

(事務局(障害支援課長))

ありがとうございます。

遅塚会長からワーキングという言葉をおっしゃっていただきましたが、報酬の面において、ワーキングというよりボランティアという形になってしまい、本当に心苦しい限りです。このような形で皆様にご協力いただくのは本当に常々申し訳ないと思ひまして、かえってそのような申し出をいただくのは本当にありがたく、大変感謝しております。

部会につきましても、今後なるべく色々な形で展開できるように、私どもも準備を整えて参りたいと思いますので、今後ともぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(遅塚会長)

ありがとうございます。たとえワーキングであっても、事務局が大変になるかと思いますが、そこは協力しながらお互いできることをやっていければと思います。

ありがとうございました。

#### 議題 4

(遅塚会長)

では議題 4「地域生活支援拠点ガイドラインについて」、事務局からご説明をよろしくお願いたします。

(事務局)

では議題 4 についてご説明をさせていただきます。

資料 4-1 をご覧ください。令和 3 年度に施行しました市の地域生活支援拠点の実施要綱に基づきまして、地域生活支援拠点等の実施主体や、加算のあり方等を検討して参りましたが、加算だけではなく、拠点事業の考え方や各機能の考え方等を、市と関係者で協議することが必要ではないかという声をいただきました。そして今年度は、地域生活支援拠点のガイドラインの整備を進めて参りました。

これまでの検討状況でございますが、令和 4 年 9 月から関係者の方にご協力をいただきながら、話し合いを続けて参りました。

今後につきましては、3 月 23 日に予定している第 1 回入所施設連絡会議でご報告した後、令和 4 年度内に制定をしまして、令和 5 年度からの運用を目指していきたいと考えております。

現時点のガイドラインの案を、資料 4-2、また、参考資料を 4-3 として、お配りさせていただいております。こちらにつきましては、遅塚会長からご説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

地域生活支援拠点事業のガイドラインについて、今までの流れの中で私が取りまとめ役をさせていただいております。内容につきましては、多くの皆様方にご協力いただきましてこのようにまとめることができました。改めて御礼申し上げたいと思います。

資料 4-2 が実際のガイドラインです。目を通していただくと、拠点機能とは何か、それぞれ拠点の中に位置付けられている 5 つの機能、或いはそれぞれの地域、具体的には区の中で地域診断をして、何に取り組んでいくのかを考えるための方向についての説明、あとは加算についての手続き等が含まれております。

ただし、こちらについてはまだ不足している部分や不完全な部分もありますので、今後も

定期的に改定作業を続けていきたいと思えます。ご意見をいただき、直していくというサイクル自体が、このさいたま市全体として拠点を推進していく一つのプロセスであると思えますので、これからもご協力をお願いします。

参考資料編が入っておりますが、こちらについては、例えば国の法律或いは告示事項や要綱等の生データを載せているのと同時に、地域診断のアセスメントシートについても量が多いため、こちらに掲載しております。それと、本文が文字ばかりだとわかりづらいため、なるべくイラストにして欲しいというご意見も沢山いただきまして、作成していただいたイラスト部分につきましてもこの参考資料編に入れてあります。

今ご説明しましたとおり、ご意見やご質問等があれば、これから継続的にいただいて、それを基にどこかの節目で取りまとめて直していきたいと思っております。この場で何かありましたらご意見いただければと思えます。ガイドラインや参考資料編も含め、何かご質問やご意見、或いは進め方についてのご意見でも構いません。いかがでしょうか。

事務局と相談をいたしまして、意見照会については考えさせていただき、改めて皆様方から疑問点等、ご意見をいただければ、できるだけ反映して、今後直していきたいと思えます。また委員の皆様方にもご意見をいただけるような形をとらせていただければと思えます。よろしいでしょうか。

## 議題5(その他 居住地特例について)

(遅塚会長)

その他の報告事項としまして、居住地特例について、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

障害支援課の自立支援給付係長の星野と申します。

今日配付させていただきました資料ですが、令和5年4月1日施行の総合支援法改正に伴いまして、障害福祉サービスの居住地特例について変更がありますのでご報告させていただきます。

居住地特例の対象である障害者支援施設等に入所する障害者等については、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行うこととされています。

令和5年4月以降につきましては、介護保険の住所地特例に準じた形になります。見直しのイメージを見ていただきますと、利用するサービス、障害福祉サービス、介護保険サービスとありますが、A市に自宅があって、B市の介護保険施設に入所しますと、現行では、施設所在地であるB市が障害福祉サービスを支給決定することとなります。介護保険サービスは、住所地特例となり、A市で実施するため、それぞれのサービスの実施主体が異なるということで、いろいろな問題が生じております。令和5年4月1日以降につきましては、介護保険の住所地特例に合わせて、本ケースではA市で決定するということとなります。

2枚目の資料をご覧ください。居住地特例に関する法改正について経過措置が書かれています。令和5年4月以降、資料に記載のとおりとなります。

1につきましては、A市に自宅があった方がB市の障害者支援施設に入った場合、A市の方で支給決定を行います。令和5年4月以降、障害者支援施設からC市の介護保険施設に移った場合については、A市が支給決定を行うこととなります。C市の介護保険施設に移られても、障害者支援施設の入所前の自宅があるA市が支給決定を行うこととなります。

中段の2につきましては、自宅がA市にあり、介護保険施設はB市にあるため、そこに入所した場合には、現行はB市の方で障害福祉サービスは支給決定を行います。令和5年4月1日以降も引き続きB市で支給決定し、A市に戻るといったことはありません。

下段の3番ですけれども、こちらにつきましては、自宅がA市でB市の介護保険施設に入った場合、支給決定はB市となり、令和5年4月1日をまたいでC市の介護保険施設に移った場合には、B市が支給決定を継続するという取り扱いになります。

最後の資料になりますが、上段が令和5年3月31日までの現行の居住地特例対象施設となり、中段には令和5年4月1日から新たに加わるものが⑦、⑧、⑨、有料老人ホーム等になります。また、令和6年度から⑨介護療養型医療施設につきましては、⑧の最後にあります介護医療院に統合されるため、令和6年4月から消えるというものになります。

説明は以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

基本的には役所と老人福祉施設を経営しているところにとっての大事な話となりますが、何かご質問等ございますか。

(遅塚会長)

ご質問はよろしいですか。ありがとうございます。

## 議題 5 (その他 次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について)

(遅塚会長)

二つ目に、次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

障害政策課の久城です。

それでは議題 5「その他の次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査」についてご説明させていただきます。資料 6-1「さいたま市障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書 速報版」をご覧ください。

水色の表紙のものですが、このアンケート調査は令和 6 年度からスタートする次期さいたま市障害者総合支援計画策定に向けて、その基礎資料とすることを目的として実施したものになります。

本協議会は、障害者総合支援法に基づき、市町村障害福祉計画について、ご意見を伺う場となっております。さいたま市障害者総合支援計画は、その市町村障害福祉計画を包含するものとなりますので、今後、本協議会の皆様に、次期計画の策定に向けて、ご意見を伺う予定であります。

前回の本協議会において、アンケートの回収件数の途中経過をご報告させていただきましたが、今回は、調査結果報告書の速報版が完成しましたので、そのご報告をするものになります。

それでは資料の表紙をめくり、目次をご覧ください。速報版の構成ですが、1 ページから

104 ページまでに、当事者向けアンケートの結果を掲載し、105 ページから最終ページまでに、事業者向けアンケートの結果を掲載しております。

3 ページをご覧ください。当事者向けアンケートの調査の概要を掲載しています。この中で、(4) 配布数及び回収数をご覧ください。アンケートの配布数が 6,300 件に対して、有効回収数は 2,874 件、有効回収率は 45.6%となりました。令和元年度に実施した前回アンケートの回収率は 46.5%でしたので、前回と比べると、0.9 ポイント下がった結果となっております。

5 ページからが調査結果となります。設問ごとに 2 種類の表、一つ目が調査対象別クロスという表で、二つ目が各種障害別クロスという表になります。障害ごとの傾向がわかるように、こちらの二つの表を掲載しております。最終的な報告書では、各種障害別クロス表の医療的ケアのうち、18 歳未満に絞り込んだ集計も掲載する予定で、医療的ケア児の傾向がわかるようにする予定です。また、設問によっては、身体障害の障害部位別や年齢別のクロス表も掲載する予定です。

次に 107 ページをご覧ください。こちらは事業所向けアンケートについて掲載しております。

ページ中ほどの (4) 配布数及び回収数をご覧ください。アンケートの配布数が 200 件に対して回収数は 130 件、回収率は 65%となりました。令和元年度に実施した前回アンケートの回収率は 62%でしたので、前回と比べると、回収率が 3 ポイント上がった結果となっております。

109 ページからが調査結果となっております。経営上の課題や職員の募集方法、定着のための取り組み等の調査結果を掲載しています。

最終的な報告書では、提供しているサービスごとに集計した表も掲載する予定です。この最終的な報告書が、3 月末か 4 月上旬に、ホームページで公開する予定となっております。

大変簡単ではございますが、アンケートの結果についての説明は以上です。

続きまして、資料 6-2「次期障害者総合支援計画策定の工程について（案）」をご覧ください。今後の計画策定に向けたスケジュールについて説明いたします。まず、令和 5 年 3 月、先ほどもお話ししました障害者政策委員会において、骨子案について検討します。そしてその骨子をもとに、令和 5 年 6 月ごろに事務局で素案を作成し、7 月に開催予定の本協議会において、素案について皆様のご意見をお伺いしたいと考えております。

その後、本協議会や、その他会議でいただいたご意見を踏まえて、事務局で素案の修正を行い、9月に議会報告を経て、10月頃にパブリックコメントを実施する予定です。

その後、パブリックコメントのご意見を参考にいたしまして、11月または12月に開催予定の本協議会で計画案の審議を行っていただくというスケジュールを考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。これだけのまとめは大変だったかと思います。ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明に対しましてご質問或いはご意見等あれば承りたいと思います。

よろしいですか。量も多いですので、なかなかこの場でパッと意見も言いづらいかと思いますが、何かありましたらまた事務局にでもお寄せいただければと思います。

これで最終議題になりますので、この議題に限らず、今までのところで、最後に話しておきたいことがあれば、ここでご発言いただければと思います。

よろしいですか、ありがとうございます。

長時間に渡りましてありがとうございます。定められた議事についてはこれで終了ということになります。

事務局から何かございますか。

(事務局)

皆様、本日は長時間にわたりまして貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の本協議会は今回で終了となります。皆様には2年間にわたり本協議会の委員を務めていただき誠にありがとうございました。また委員の改選に当たりましては、改めてご相談をさせていただくこともあるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

## 閉会

(遅塚会長)

ありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年度第3回さいたま市地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。

今日の中身はすごく大事な点がたくさんありましたので、また資料を見直していただいて、今後の議論につなげていただければと思います。

任期切れで今日が最後となる委員もいらっしゃるかもしれませんが、ありがとうございました。

以上で終了とさせていただきます。